（外国銀行代理事業の内容及び方法）

第五条の四　第五条の二第一項第七号に掲げる外国銀行代理事業の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一　取り扱う所属外国銀行の業務の種類

二　取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三　外国銀行代理事業の実施体制

2　前項第三号に掲げる外国銀行代理事業の実施体制には、法第十一条の八各号に掲げる行為その他外国銀行代理事業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一　外国銀行代理事業に係る行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合　当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二　電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理事業を行う場合　顧客が当該外国銀行代理組合等と他の者を誤認することを防止するための体制

第七条第一項中「第二十七条第十五項（第三十七条において準用する場合を含む。）」を「第二十七条第十九項」に改め、「第三十五条第三項」の下に「、第三十七条第四項」を加え、「第二号及び第三号」を「第三号及び第四号」に改め、第四号を第五号とし、同項第三号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「規定する投資事業有限責任組合」の下に「（以下この号及び第三十七条第一項において「投資事業有限責任組合」という。）」を加え、「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補**塡**又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。）

第七条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第七条の九第二項第三号ただし書中「、ロ若しくは同項第二号」を「若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第七条の十の二第三号イ及び第七条の十二第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第七条の十五第二号ハ中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

第七条の十七第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第七条の十九第一項中「各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第七条の二十三第一項及び第三項中「各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第七条の二十五第一項第一号中「まで」の下に「に掲げる事項」を加える。

第十五条第一項第五号及び第六号中「規定するもの」を「掲げるもの」に改める。

第二十六条第三項第二号中「第七号及び」の下に「第七号の二並びに」を、「第二項第七号」の下に「及び第七号の二」を加え、同条第四項第一号の五中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削り、同項第三号中「第七号及び」の下に「第七号の二並びに」を、「第三項第七号」の下に「及び第七号の二」を加える。

第二十七条第六項中「この条」の下に「及び次条第一項第七号」を、「をいう。」の下に「次項及び」を加え、「株式会社と」を「会社と」に改め、同項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）」に改め、「の日」の下に「又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する」を削り、「の日」の下に「又は新事業活動の開始の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

第二十七条第六項第五号から第十一号までを削り、同条第十五項中「第七項、第八項」を「第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項中「（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十二項を同条第十六項とし、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項中「この項」の下に「及び第十八項」を加え、「（法第八十七条の三第一項第七号」を「（同号」に改め、同項第四号中「、第五号又は第六号」を「又は第五号から第六号の二まで」に改め、同項第五号中「第十三項」を「第十七項」に改め、同項第六号中「第十四項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「前二項の」を「第六項から前項まで（第八項を除く。）の」に、「次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）」を「特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）」に、「前二項に規定」を「第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当」に、「及び第三十四条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあっては」に、「第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社」を「第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）」に、「終了する日」を「終了する日）をいう」に、「「処分基準日」という」を「同じ」に、「新規事業分野開拓会社等は」を「新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は」に改め、「翌日からは」の下に「新規事業分野開拓会社にあっては」を「定める会社に」の下に「、事業再生会社にあっては当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ」を加え、同項ただし書中「子会社が有する」を「子会社が保有する」に、「の総株主の議決権」を「及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「子会社の有する」を「子会社の保有する」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。